

報 道 機 関 各 位

人事課人事係

 タイトル 職員 の 懲 戒 処 分 及 び 人 事 異 動 の 発 令 に つ い て

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	職員 の 懲 戒 処 分 及 び 人 事 異 動 の 発 令 に つ い て
日 時	処分日：令和6年11月7日
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	
<p>令和6年11月7日付で別紙のとおり職員 の 懲 戒 処 分 及 び 人 事 異 動 の 発 令 を 行 い ました。</p> <p>※本日の定例記者会見は、「赤穂市立歴史博物館及び赤穂市立海洋科学館のネーミングライツ・パートナーと愛称の決定について」外2件のトピックスについて会見を行った後、本件の会見を行います。</p>	
問い合わせ先	部課係名：総務部人事課 担当者名：平松 電 話：0791-43-6863 （内線 2402） F A X：0791-43-6892

 ○添付資料（・無） ○ホームページへの掲載（・無） ○議会報告（・無）

市職員の懲戒処分について

令和6年11月7日付で下記のとおり懲戒処分を行いました。

- 1 被処分者 市民部部长（56歳）

- 2 処分事由 職員親睦団体における活動費の私的流用

- 3 処分内容 懲戒免職
 ※根拠法令
 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

- 4 事案概要 平成20年頃から令和5年11月にわたり、会計担当をしていた職員親睦団体の通帳から活動費約590万円を不正に出金し、ギャンブル等遊興費に私的流用していた。

- 5 管理監督責任 公務外の非違行為のため該当者なし

職員の人事異動発令

- 1 発令日 令和6年11月7日付
- 2 理由 職員の懲戒処分に伴う執行体制の整備

<部長級>

市民部長

(昇任) 松本久典

(教育委員会生涯学習課長・参事)

<課長級>

市民部市民課長兼住宅係長事務取扱

山本政秀

(市民部市民課長)

教育委員会生涯学習課長

(昇任) 万代充彦

(市民部市民課住宅係長・主幹)

職員の懲戒処分について

職員の綱紀粛正及び服務規律の遵守については、これまで繰り返し注意喚起してきたところではありますが、このたび、本市幹部職員の公務外の非違行為による懲戒事案が発生したことは、誠に遺憾であります。

また、市民の皆様には、市政に対する度重なる不信を招く結果となり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、再びこのような事案が発生しないよう、これまで以上に全職員が綱紀の粛正と服務規律の遵守に対して、自覚と責任を持ち、市政に対する市民の皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう、全力で取り組んでまいります。

令和6年11月7日

赤穂市長 牟禮正稔